

## 青少年・子育て

### (子育て)

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
子育て支援	結婚・子育て支援情報 「 <a href="#">ふくいエンゼルねっとプラス</a> 」	結婚支援情報、妊娠・出産・子育て情報の提供	県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話：0776-20-0341
	一時保育など ( <a href="#">すみずみ子育てサポート</a> )	保護者が急な用事や通院の時に、乳幼児等の一時預かりや保育所・幼稚園等への送迎などを実施	
	まちなかキッズルーム	乳幼児を連れた保護者の利用が見込まれる施設に、授乳設備やおむつ交換設備等を整備	
	病児保育、病後児保育 ( <a href="#">病児デイケア</a> )	病気治療中や、病気が治癒し回復期にある乳幼児について、病院や保育所で一時的な預かりを実施	
	<a href="#">子育てマイスター</a>	子育てに関する資格を持つ方をマイスターとして登録し、地域で子育てのアドバイスを実施	
	放課後子どもクラブ	子どもたちに、安全・安心な放課後の活動場所を提供	各市町役場 教育委員会 または 児童福祉担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a>  県 <a href="#">義務教育課</a> 電話：0776-20-0575
児童サポートボランティアの募集、登録、養成	児童科学館にて、クラフト工作、サイエンスショー・展示エリアの解説(大学生以上)、星空観望会、紙芝居・本の読み聞かせなどをサポート	県 <a href="#">児童科学館</a> 電話：0776-51-8000	
保育	保育所等	保育所、認定こども園、認可外保育施設	各市町役場 保育担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a>  県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話：0776-20-0342
妊娠・出産・育児に関すること	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児の記録と、育児の手引書 (妊娠届を受け交付)	各市町役場 保健福祉担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a>
	妊婦の健診	原則無料で健康診査を実施	県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話：0776-20-0341

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
妊娠・出産・ 育児に関する こと	各種健康教室および 健康相談	妊婦や乳幼児を対象に、出産や育児 に関する相談や健康教室を開催	各市町役場 保健福祉担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a> 県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話: 0776-20-0341
	<a href="#">予防接種など</a>	ジフテリア・百日ぜき・破傷風・ポリオ・ 風しん・麻しん・日本脳炎・BCG・子宮 頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌・ 水痘の予防接種 一部公費負担により実施	各市町役場 保健福祉担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a> 県 <a href="#">健康増進課</a> 電話: 0776-20-0351  各 <a href="#">県健康福祉センター</a>
乳幼児の 検査	乳幼児の健康診査	病気の早期発見、早期治療および健 全な発育のための、定期的な健康診 査  (無料で行う健康診査の時期につい ては市町に確認)	各市町役場 保健福祉担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a> 県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話: 0776-20-0341
	先天性代謝異常、先天性 甲状腺機能低下症、先天 性副腎過形成症の検査	生後まもなく、出産した医療機関で採 血し、県が委託した検査機関で検査 実施	県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話: 0776-20-0341
子育てにかか る費用につい て	児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの 間にある児童(中学校修了まで)を養 育している方に支給	各市町役場 児童福祉担当課 ・ <a href="#">市町 HP へのリンク</a>
	子どもの医療費の助成	9歳到達後最初の3月31日までの間 にある子どもの医療費について、各医 療保険の一部負担金を助成	県 <a href="#">子ども家庭課</a> 電話: 0776-20-0341(児童手当) 電話: 0776-20-0343(子どもの医療費)
	<a href="#">小児慢性特定疾病の 医療費の助成</a>	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸 器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、 膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、 血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、 慢性消化器疾患、染色体または遺伝 子に変化を伴う症候群、皮膚症候群 のいずれかの疾病を持つ18歳未満 (20歳まで延長あり)の児童が、県が 指定した医療機関で医療を受けた場 合、医療費を助成	県 <a href="#">健康増進課</a> 電話: 0776-20-0350  各 <a href="#">県健康福祉センター</a>